

事務センターだより

第127号
平成 26年 12月 15日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



本年も、あと少しになってしまいました。慌しい年の瀬ですが、事務センターでも今年中にやっておかなければならない事と来年の準備を、カレンダーを見ながらがんばっています。一年間、学校事務センターにご支援、ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

学校事務あれこれ

【出勤簿が新しくなります】

1月になると、出勤簿も新しくなります。26年分は5年間保存しますので、印漏れなどもう一度確認ください。

休暇簿



修正の付箋が貼ってありましたら、確実に修正してください。

休暇は、暦年で年休等が付与されます。休暇簿も、新しい用紙に記入になりますので気をつけてください。

振替簿

土曜授業の振替簿の記入は、もれなくしてください。教諭、講師等教育職員の振替は前4週・後16週の間です。なかなか取りにくいかと思いますが、冬休みなどチャンスではないでしょうか。

◎年末・年始の休暇に入る前に……

休暇簿、振替簿が出勤簿に沿って記入してありますか？ 12月分の旅費の精算は年内にお願いします。

【泊まりで出張された先生へ】

精算には、公共交通機関の「往復」をクリックすると、往路と復路の日付が同日になります。日付が変わる出張は「往復」を選択しないでください。日付を確認しながら、電車等の往路、復路を乗った順どおりに入力してください。

また、復命書を記入することになりますが、復命書には「出発時間」と「帰着時間」を含めたタイムスケジュールを明記してください。

旅費10月請求分は、12月25日振込

【退職を決めたら……】

学校事務センターでは、退職手当の支給につながる退職手当上申書などの手続きをしています。定年以外で退職を決めたかたは校長先生に申し出た後、その足で事務職員にお知らせください。

また、退職する職員は共済組合が主催する「ライフプラン第3期セミナー」に参加することになっています。これは、退職に関する事務手続きの説明会で、申込が必要です。11月号の福利のたよりや共済組合のHPにも、詳しく載っていますので、ご確認ください。



【通勤手当の非課税限度額の改正】

自家用車等交通用具を利用している職員に支給される通勤手当の非課税限度額が、平成26年4月に遡り引き上げられることになりました。以下に自家用車改定額の抜粋したものを載せます。

【例えば】自家用車で通勤距離12.3kmの場合、手当8,100円のうち、以前は6,500円分は課税されなかったのが、7,100円分まで非課税になりました。

通勤距離	手当額	旧非課税額	新非課税限度額	通勤距離	手当額	旧非課税額	新非課税限度額
5. 0K～10. 0K未満	5,200	4,100	4,200	15. 0K～20. 0K未満	10,900	11,300	12,900
10. 0K～15. 0K未満	8,100	6,500	7,100	20. 0K～25. 0K未満	13,700	11,300	12,900

・・・学校事務の効率化を進め、学校の教育業務を支援する・・・亀山市学校事務センター

学校事務に関する問い合わせや相談ごとがあれば・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

(リーダー 久保田)

